独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則 新旧対照表

高	特殊教育学校 小学部	幼	通信	高 等 学 校 定時	全日	中学校	区	る。 第二条 前条に規定する	第一条略	改	
部	小学部及び中学部	部	通信制課程	定時制課程	全日制課程		分	前条に規定する保護者等から徴収する額は、			
千二百六十円	共済掛金の額の十分の五の額	二百円	二百十円	五百八十円	千二百六十円	共済掛金の額の十分の五の額	徴収する額	する額は、次の表のとおりとす		正(案)	
	特殊教育学校			高 等 学 校			X	る。 第二条 前条に規	第一条略	現	
高等部	小学部及び中学部	幼稚部	通信制課程	定時制課程	全日制課程		分	規定する保護者等から徴収する額は、			
千二百六十円	共済掛金の額の十分の五の額	二百円	二百十円	五百八十円	千二百六十円		徴収する額	収する額は、次の表のとおりとす		行	